

令和5年度「京都観光の経済効果に関する調査事業」 仕様書

1. 背景と課題

2014(平成26)年度に策定された「京都観光振興計画2020」のもと、「観光消費額年間1兆円」といった目標を掲げて様々な事業が行われてきたが、一部の時期や観光地における混雑や、コロナ禍に伴う廃業、人手不足といった社会課題、アジア周辺諸国の急激な経済成長、環境保全やジェンダーフリーなどへの意識の高まりなど、この10年間で京都観光を取り巻く環境は変化を続けている。そこで、2021(令和3)年度に策定された「京都観光振興計画2025」においては、「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」という新たな観点で、政策を展開していくことが定められたところである。とくに、京都市民から観光振興への理解を醸成するためには、観光が地域経済もたらす効果を実感できるようにすることが重要である。

2. 事業の目的

京都市民から観光振興への理解を醸成するためには、観光が地域経済もたらす効果を実感できるようにするために必要な調査を実施する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

4. 委託上限金額

2,200万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5. 委託内容

A. 事業者調査

京都市内に事業所を持ち、観光客向けに商品や体験を提供している事業者を対象にアンケートを実施し、地域貢献度を評価する。

- 回収目標標本数は500件(原則として、店舗・施設単位での回答とする)
設問数はA3用紙に印刷した場合に表面1枚に収まる程度を目安とする。
- WEBフォームでの回答を基本としつつ、必要に応じて電話や訪問聞き取りによって、目標件数の回収を目指す。
- 地域貢献度を評価する尺度の例は次のとおり。これらの回答結果をもとに、総合的に地域貢献度を評価する指標を設けること。

事業規模、仕入れに占める地元産品の割合、従業員に占める市内在住者の割合、自治会などへの参画状況、地域のイベント等への寄付・協賛額、伝統芸能や工芸などの活用状況、社会的少数者へ配慮した取組、多言語対応の可否、環境保全に関する資格の有無、施設の外観、BCPの策定状況、防災訓練の実施頻度など

- 上記で把握した地域貢献度を、事業者の属性別に分析する。把握する属性の例は次のとおり。

業種、創業年数、従業員数、売上高、観光売上が占める割合、人件費など

- なお、この調査は過年度に実施した「京都観光事業者実態調査(2022年)」の定点観測を兼ねているため、これを十分に考慮した設計とすること。
参考URL <https://www.kyokanko.or.jp/report/20230310/>

B. 観光客調査

ここ最近京都市内を訪れた観光客を対象に、調査Aで対象とした事業者の店舗・施設やサービスを利用した経験の有無(京都滞在中の場合は、利用予定を含む)や、消費の実態について聞くアンケートを実施し、観光客の行動がどのように地域経済に貢献しているかを評価する。

- 京都市内に滞在中の旅行者を対象に調査することを想定する。京都総合観光案内所(京なび)を訪れる観光客への調査依頼を行うことは可能であるが、発注者と十分協議したうえで実施すること。なお、調査対象の条件を満たすことができる場合は、モニターを活用した調査も可とする。
- 調査対象市場および回収目標標本数(割付)は、次のとおりとする。京都市訪問経験の多寡を区別する基準は対象市場によって異なると考えられるため、調査対象市場ごとに設定すること。

回答者の居住地	京都市訪問経験が多い	京都市訪問経験が少ない
日本	400	400
欧米豪など西洋諸国	400	400
アジア諸国	400	400
その他	400	400

C. 従事者調査

調査Aの対象事業者をはじめとした観光関連事業者に依頼し、従業員を対象にしたアンケートを実施、就労実態を評価する。

- 回収目標標本数は500件とする。
- 事業者を通じて、従事者に配布できるようなチラシ等を作成し、紙面に掲載した二次元コードからWEBアンケートに回答してもらうことを基本とする。

- 回答者への報酬は「京都レストランウインタースペシャル2024」の食事券(3000円)とし、この調達にかかる費用は本事業の委託費から支出すること。ただし、優れた代替案がある場合は、予定を変更する可能性がある。
- なお、この調査は過年度に実施した「京都観光従事者実態調査(2022年)」の定点観測を兼ねているため、これを十分に考慮した設計とすること。
参考URL <https://www.kyokanko.or.jp/report/20230310/>

D. シナリオ分析

京都市の人口や域内生産額、訪日客数などの予測や、これまでの入洛客数、京都市内の観光消費額、京都市産業連関表などのオープンデータを活用し、2050年頃までの京都市における観光経済に関する各種指標の推移を試算する。

試算にあたっては、3種類以上の仮想条件(シナリオ)を設定し、感度分析を行うこと。シナリオ設定は次のように、市民の生活水準が維持される状態を標準シナリオとし、これを達成するために必要な観光客数や消費額の組み合わせを求められるようにすること。

シナリオ	市民一人あたりの生産額	観光消費単価	日本人入洛客数	外国人入洛客数
楽観	年率●%で上昇	年率●%で上昇	年率●%で上昇	年率●%で上昇
標準	現状維持	年率●%で上昇	現状維持	年率●%で上昇
悲観	年率●%で下落	現状維持	年率●%で下落	現状維持

E. 市民調査

観光消費が増減することによって、市民サービスがどの程度変化する可能性があるかを、関連する政策担当者や事業者ヒアリングし、仮想的な状況(もし、観光消費が10%減ったら、サービス水準が●●%悪化する、等)の仮説を設定する。

上記を踏まえて、京都市民を対象にしたアンケートを実施し、観光振興にともなう暮らしの変化に対して市民がどのように感じているかを定量的に分析する。

- 年代別でウェイトバックができるように、割付案は次のとおりとする。

年代	京都市内出身	京都市外出身
15～24歳	100	100
25～34歳	100	100
35～44歳	100	100
45～54歳	100	100
55～64歳	100	100
65歳以上	100	100

- 京都市が運営する市民向けのWEBサイトやSNS等を利用できる可能性はあるが、関係者との十分な協議のもとで実施すること。なお、企画提案の時点では、モニターを利用して実施する前提で経費を見積もること。
- 調査分析手法は、コンジョイント分析を用いることを想定する。説明変数の例は次の通りであり、変数の数は7項目程度にまで絞り込むこととする。これらの項目を組み合わせた仮想的な状況を回答者に複数提示し、最も望ましい状況を選択させることで、各変数が市民の厚生に与える影響度を評価し、観光振興にともなう不経済に対してどの程度受容性があるかを把握する。

「市民1人あたりの所得」「家賃・光熱費」「住民税」「公共交通機関の利便性」
 「都市景観」「催事の開催頻度」「娯楽施設の立地」「国際交流の機会」
 「街に対する国際的な評価」など

- 設計にあたっては、次に掲げる類似の調査事例を参考にすること。

- 公共政策・国際政策・社会政策の論文集 WEST論文研究発表会
 山口大学 諏訪研究室 造田班「ポストコロナに向けての地方観光の在り方」
https://www.west-univ.com/library/2021/02_04_west2021.pdf
- 同志社大学 伊多波 良雄「コンジョイント分析による京都市の景観の経済評価」
https://doshisha.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=21452&item_no=1&attribute_id=28&file_no=1
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 住民が愛着や誇りを強く感じている都市はどこか？ 住民のまちに対する思いを数値化した「市民のプライド・ランキング」を公表
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2017/06/press_170614.pdf
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2017/06/press_170614.pdf

- なお、コンジョイント分析以外で、上記の目的を達成できる手法がある場合は、調査分析手法を変更することは可能である。

6. 仕様の変更

発注者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、適当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

7. 支払手続

- 委託金額の支払いは、原則として精算払いとする。
- 受注者は、本業務の実施内容及び要した経費を報告し、経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

8. 著作権等

- 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て発注者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による発注者の同意を得た場合はこの限りでない。
- 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負う。

9. 再委託

- 業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

10. 留意事項

- 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱に十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- 本仕様書の定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。